

れている。つまり本書の第一部と第二部に對する我々の疑問と危惧との最大のもは、古代專制國家權力の構造とその生産力的基礎をあまりにも性急に究明しようとされることからくるのである。このような專制國家權力に對する熾烈な問題關心は、著者の最初の輝やかしい勞作であつた第三部の中においてすでに見られることであり、さきに森正夫氏がそこで指摘したように、生産力を生産力のみとして、構造を構造のみとして把える傾向は、單に第三部のみならず、むしろ第一部・第二部において一そう鮮明に見られるのであつて、本書全體を通ずる傾向であるといつてよいであらう。そして、本書が漢から明にまで及ぶ廣汎な領域の重要問題をとり扱うにもかかわらず、その基調に存在する專制國家權力というものについては、漢唐のそれと明清のそれとの構造的相違が何であるか、その間の國家權力の構造にいかなる變質があるのかは明示されていないと少くとも私には思われるし、唐宋の變革の意味すらそれにいかなる質的變化を與えたかが十分に理解できないように思われる。いわば專制國家權力なるものが無前提に指定されているのである。

以上のことは、かつて増淵龍夫氏が著者の前者『中國古代帝國の形成と構造』に對して、「國家權力が民間の一切を一方的に律する」という西嶋氏の制度史的デスポティズム論的視野」の根強い殘存を指摘されたことを想起させる（所謂東洋的專制主義と共同體一橋論叢四七卷三號二七一頁）。そして、アジア的デスポティズム論が停滯論的觀點をもつこと、我々はそれを超克せねばならぬことを著者はくりかえし強調されるにもかかわらず、結局において森氏がいうように、著者は新停滯論的觀點を脱しきれていないと思うのであり、増淵氏のいわゆる「動きのとれない構造論」という言葉は本書

にも本質的には妥當するように思われる。我々が、著者の卓越した構造論的洞察と分析を一そう積極的に斯學の進展に役立てるためには、増淵氏がいうように「内面的視野に立つて中國の歴史の展開を支える主體的要因を定立し、その機能する諸側面の時代的相違を明らかにすること（同上二八八頁）、森氏のいう階級鬭争の視野をとりいれて國家權力そのものの變質を祖上にのぼすこと、專制權力の側から、上からの視點を無意識にとるのではなく、下から、それを動かすものの側からの視點を加えて、眞に辯證法的な立場に立つこと、がもっとも重要なことであらうと思うのである。

（川勝義雄）

唐王朝の賤人制度

濱口重國著

昭和四十一年十月 東洋史研究会
A5判 五八五頁

本書は著者自身の言葉をかれば、「玉井是博教授の名篇『唐の賤民制度とその由來』と、仁井田陞博士の高著『支那身分法史、第八章1部曲奴婢法』における貴重な研究を受け繼いで、唐王朝の官私の賤人制とその由來を尋ねたもの」である（後出「梗概」）。全體は主篇と外篇に分かれたれ、主篇をなす六章は、戰後昭和二九年から四〇年までに發表された一三篇の論文をもとにして、今回新たに書き下ろされたもの、これにたいして外篇をなす六篇は、戰前、戰後に發表された論文の中から、主篇に關係深いものを選んで、舊稿のまま収録されたものである。

さて本書の内容の紹介であるが、實のところこれはあまり必要でない。第一、本書の大部分は、ぼう大な資料を駆使した綿密きわまる考證でうづめられているのであるが、この部分は讀者御自身お読みねがうよりほかはない。つぎに論旨については、著者自身が執筆された『唐王朝の賤人制の研究梗概』（山梨大學學藝學部研究報告第一六號）があつて、論旨を正しくしるうえでこれにまさるものはない。そこでこの書評は、「梗概」の梗概を書きつらぬるといつた無意味なことはやめにして、ただ氣がついたこと、とくに興味を覺えたこと、あるいは疑問に思つたことなどを記すに止めたい。たいへんわがままな書評になるのであるけれども、まえもつてお許しねがいたいと思う。

本書を讀みすすむにあつて、まず第一に心得ておかねばならぬことは、これは徹頭徹尾國家の法あるいは身分制度からみた賤人階級の地位、性格の研究であつて、現實にはきわめて多種多様であつたと考えられる社會的・經濟的な存在形態の研究ではない、ということである。この研究範圍の限定は、今回書き下ろされた本篇においてとりわけ嚴格である。だからわれわれの目も、おのずからこの範圍に局限されざるをえないが、しかしそこにはまたそこなりの興味ある多くの問題に出會うのである。

まず本篇第一章は「私奴婢の研究」であるが、著者はここで仁井田陞氏の例の半人半物説を鋭く批判している。仁井田氏は奴婢の性質が全くの「物」ではなく、「人」としての側面をもつていたことを、八項目にわたつて説明した。その中にたとえば結婚の適法性がある。ところが著者によれば、それは奴婢の人的性質を示すものでもなんでもない。甲家の奴と乙家の婢の結婚は、正當な法的行爲と

して成り立たない。何故なら奴は甲家の財物、婢は乙家の財物だからである。だから奴の結婚相手は婢身分のもの、しかも自家の婢に限られ、またその結婚はあくまで主人の自由意志によるのであり、畢竟奴婢の増殖のみを目的とした行爲にほかならない。だから主人はこの結婚に少しも拘束されない。これらは奴婢があくまで「物」にすぎなかつたことを示し、仁井田氏がこれを質において良人の結婚と變る所がなかつたとみるのは正しくないのである。言われてみればなる程そのとおりといわねばならない。

こうして、ほかにも著者は仁井田氏の半人半物説の根據を批判するのであるが、だからといって、奴婢は完全に物だと主張しているわけではない。私奴婢は主人との關係においては、ほとんど「物」としての性質で規定されるけれども、國家君主との關係すなわち王法、王道的社會秩序のもとでは、「國民の端くれとして人格あるものとして扱われ」る（五八頁）。たとえば私奴婢も國民の一員として國家秩序を維持するという趣旨から、主人といえども三事（謀反、謀大逆、謀叛）のごとき大罪については、これを官に告發する能力と責任を與えられている。また私奴婢でも、主人以外の者ならば、その犯罪を、主人を経ずして告官する能力を與えられ、あるいは主人以外の者から生命、身體その他の侵害を蒙ることをある程度保護されていた。この保護規定は、主人といえども私奴婢を「專殺」（官に申告しないで殺すこと）してはならないという規定と精神において一脈通ずるものなのである。

このように著者も仁井田氏と同じく嚴密な法制史的研究をおこなひ、結論としてはいわば同じ半人半物説をとるのであるが、それでいてその半人半物説の意味内容は顯著に相違し、そこに兩氏の學問

の根本的な差異が鮮やかに浮び上つてくるのを見るのは、まことに興味ぶかいことである。仁井田氏の念頭にも、ローマ法との比較による中國法の特質の究明という發想法があつたにちがいない。しかしその比較と、人的性質の抽出はやや皮相單純であつたばかりでなく、結果においては、奴婢の物的性質と人的性質をただ平面的に並列させるところで止り、それが矛盾であり、その矛盾がどこから生じてきたのかを追究する方向へはずすまなかつた。それは何故であるか。筆者の仁井田氏の業績にたいする理解は淺いけれども、少くともその大きな原因の一つは、中國の專制支配體制の歴史的把握という視角の缺如にありはしないかと推察する。つまり仁井田氏は「人」を一般的概念でとらえ、歴史的な存在としてとらえなかつた。一方昨年の東洋史談話會大會で西嶋定生氏がおこなつた仁井田説批判は、論旨においておどろくほど本書と類似しているが、この類似の原因もまた、中國の賤人制度の歴史的性質を專制體制との連關において理解しようとする共通の視角にあるものと考ええる。

第二章「部曲客女の研究」は著者年來の研究對象であり、私賤人のなかで奴婢と區別される上級賤人の法制的性格が詳細に説かれている。部曲については宮崎市定氏の農奴説があつて著者の見解と對立しているが、この點はふれないことにしよう。著者は法制史的觀點から論じ、宮崎氏はむしろ實態に着目し、そもそも立脚點がくいちがっているからである。ただ著者の立場があくまで法制上のためまえ、原則にあるとすれば、たとえ「不得盡頭驅使及賣買」という規定も、やはり額面どおり受けとるべきで、それを實際には「餘り期待するを得ず」と強調されるのは如何であろうか。著者は法制と實際のくいちがいを充分念頭においているが、それでも法制の理

解のなかに、著者自身の實態観がおのずからにじみ出ており、その實態観は、この時代までを奴隸制の隆盛期にふくめる時代感と無關係ではないように思われる。

第三章「官賤人の研究」は、前二章が私賤人の研究であつたのにたいして、官賤人六種の研究であつて、官奴婢から官戸（あるいは工戸、樂戸）へ、さらに雜戸（さらには太常音聲人）へとだいに良人に接近していく身分規定が解明されている。だから官奴婢は私奴婢と、官戸・工戸・樂戸は部曲・客女と、ほぼ匹敵する等級として取扱いが規定されているが、兩者は本質的な差がある、それは一口でいえば、官賤人が受刑者であつたからである。そのため詳しくみれば扱ひ方にも随分ちがつた點があるから、官私を通じて等級化する試みは、あまり意味がないばかりか、誤解を招くおそれがある、と著者はいう。

第四章「唐法上の沒官」と、第五章「官賤人の由來についての研究」は、第三章と相補う二篇で、前者は官賤人の發生源の中心をなす沒官、とくに謀反、謀大逆罪による犯罪もしくは縁坐の事例を、唐初から開元末にいたる一二〇年餘りにわたつて検討し、あわせて被沒者の概數を把握しようとしたもの。この章末尾の官役勞働の概量およびこれにたいする官賤人の貢獻度の推計は興味ぶかいが、これらの數字について云々する資格は筆者にはない。後者は賤人身分としての雜戸、官戸の形成過程を、南北朝に遡つて明らかにしたものである。

さて本篇の最後、第六章「部曲と家人の語」は、一見すると補足的論文のようにみえるが、それだけにかえて著者の學風や、中國史にたいする體系的理解の一端が浮び出ており、まことに面白い。

學風といったのは、語義の嚴密な規定をいささかもゆるがせにしない態度のことである。この章の部曲についていえば、それは北周の頃から、私家の賤人の法制的名稱となつた。しかし詔勅、唐代でも、法令以外の文獻では、部曲といえほとんどもが古義すなわち軍隊編制や軍人兵士の意であつた。だから周藤吉之氏は、節度使や武將の兵士達の状態が唐法上の私賤人たる部曲と近似していたために、かれらと呼ぶに部曲の語をもつてした、と考へた。しかしこれは周藤氏の類推なのであつて、古義による部曲の語の使用は、實は則天武后時代から復活し増大したものであり、それは古文派的用語法の盛行にもなう現象だったのである。著者はこのことを豊富な用例の検討によつて明らかにした。これは語義の考證ではある。しかしこの考證を支えている著者の嚴格な態度に學ぶべきものは多い。わかっているつもりでも、われわれはともすれば言葉の表面にとらわれ、誤つた連想や擴大解釋をおかしやすく、その結果は節度使の兵士の状態といつた大きな問題にまでつながつていくからである。

つぎに問題となるのは、家人である。著者は家人の語義を分類したのち、最後に漢代固有の用法として、君主が民庶を家人とよんだ例のあることを指摘し、このばあいの用法が著者の漢代社會觀とかわるものであることに論及された。それはこういうことである。第一に、編戸の庶民が家人と呼稱されたのは、春秋戰國以來成長してきた專制國家の「天子以四海爲家」、あるいは「普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣」という國家理念と無縁ではない。しかし第二に、この家人＝庶民には士族が含まれない。というのは士族は「漢家から獨立したそれぞれの家の主人」だつたからであり、族

族の中のある者は官吏となつて漢家の俸祿を受けたが、そのばあいの漢家と官吏の關係は、君主・家人關係ではなくて、主・客關係といふべきである。官吏とその母體としての士族は、威權や經濟力において漢家より劣るが、基本的には漢家と同質同構的存在で、ただ劣勢の故に服従していたにすぎないのである。このような見解をみるとき、われわれはただちに漢代官僚制の特徴である官長の獨立性、地方長官の屬僚を辟召する制度を想ひいうかべ、これを著者がかつて主張された隋代の君權強化と對比し、ここから著者の中國史にたいする體系的なみかたをうかがうことができるのである。著者の體系はなお外篇第六篇をあわせてみるといふやうな明瞭であらう。すなわち著者は、かつての西嶋定生氏と同じやうな構造論に立ちつゝ、そこから西嶋氏のごとき家内奴隸制國家論を引き出すかわりに、家産官僚制的な國家封建制論をうち出すが、ただし漢代はそれが未成熟の段階と規定し、君權の強大化と士族・官僚層の臣僚化（家人化）に、この封建制の歴史的發展をみようとするのである。

しかし筆者は、以上のような著者の體系と所論に深い興味を覺えつつも、そのすべてに賛成することはできない。筆者の考へによれば、君權という視角からみたととき、漢代官僚制が未發達だということとはよくわかる。しかし官長の獨立性にしても、官僚機構の簡素さにしても、辟召制にしても、その由つて來るところは、なによりもまず、漢代社會が自治的傳統をもつ郷・里共同體を基礎として組立てられていたことにあると考へる。つまり漢代官僚制の特徴は、著者のとくごとき士族層の發達とその獨立性によるものとはしないのである。だいいち著者のとくごとき士族層の發達は、むしろ後漢以後の現象であつて、漢本來の姿ではなかつた。少くともそこには、

官僚層の母體であり、かつ庶民と明確に區別された社會層としての士族層なるものは存在しなかつた。そうしてそのような意味での士族層が確立し、政治を握る現象が魏晉南北朝時代にこそみられるとすれば、これは、著者とはちがって、時代の劃期を示す重要な事柄であると考ええる。なぜならそれは單に官僚機構の變化に止まらず、社會構造全般にかかわる問題だからである。その意味では筆者は、魏晉南北朝の貴族支配體制を、貴族制的外形をまとつた専制支配體制とみることに賛成できず、むしろその反對ではないかと思ふ。

以上のような觀點から検討してみると、著者が士族と庶民を區別し、漢代の家人の語には士族は含まれていなかったとされる根據はなお説得的ではない。少くも著者のあげる資料に限つていへば、實證的にも疑問がある。簡單にいへば、家人 \parallel 庶民と爲す、あるいは爲るといふとき、それに對比されている身分が何であるかという問題であるが、本書でみるかぎりそれは王公、皇后あるいは外戚、大司馬のごとき顯官であつて、それらは必ずしも士族という概念と同一ではないからである。ただし庶民に對する士という身分觀念が漢代になつたといつてゐるのではない。たとえば秩二百石以上の官僚は、たしかに士であつた。しかしそれはあくまで官僚制支配の現實から生みだされてきた身分觀念であつて、君主にたいして自立的な社會層を意味する身分ではない。だから嚴密にいへば、かれが士であるのは、現職の官僚であることが基礎となつてゐる。それが家柄としての觀念になつていき、さらに社會的に固定した明確な身分的區分になつていくには、ながい歴史の積み重ねが必要であつた。

また筆者はかつて、この官僚としての士以外に、もう一つの士の觀

念があつて、それは民爵制に基づくもので、そのばあいの士は民爵を與えられた廣泛な庶民を含むものであつたことを指摘したことがある。このような二つの士の觀念が並存したことは、それ自體漢代社會の歴史的特質を示すものと考えたのであるが、もしこの考えに立つとすれば、官僚が士身分として庶民から區別されたとしても、その歴史的な意味は、必ずしも著者の漢代社會觀を支えるものとは思われない。

本篇とくにその中でも限定された問題に意外と紙幅を費してしまつたが、外篇はすでにのべたように舊稿の收録であり、いずれも發表當時學界から注目をあびた論文ばかりであるから、もはや紹介は不必要と思われる。第二篇「晉書武帝紀に見えたる部曲將・部曲督と質任」、第三篇「南北朝時代の兵士の身分と部曲の意味の變化に就いて」、第五篇「唐の賤民、部曲の成立過程」は、いうまでもなく著者の名とともに不滅の部曲の研究である。これらの論文において著者は、何士驥の部曲 \parallel 私兵説、私兵の漸次的身分低下、賤民化説その他の通説を鋭く批判し、賤民家兵の存在から出發して、唐代上級賤人としての部曲の形成過程を跡づけた。この手法は第四篇「唐の部曲・客女と前代の衣食客」にもみられ、ここでは客の自然的身分低下説がしりぞけられ、賤民としての客の形成が、「出客」の資料を手掛りとして鮮やかに説明されている。ここに著者の特色ある學風がうかがえることは、すでに本篇第六章のところであつた。こまかいことを言えば、第一篇については、武帝は何故部曲將・督からだけ質任を取るのを止めたのか、第三篇については、この時代それ程に兵の官私の區別が明確であつたのだろうか、若干氣にかかるところがないでもないが、いまは一言しておくに止める。

最後に第六篇「中國史上の古代社會問題に關する覺書」は、重厚な考證を展開した本書の中で異彩をはなつ一篇であつて、すでに述べた著者の體系的見解が如何にして形成されてきたかを回顧した覺書である。著者は中國史の特質を東洋的專制主義に見、その下に廣汎に存在した庶民＝自作農民層を、君主の農奴もしくは隸農と規定する。そうしてこの基本的關係は變わらないけれども、春秋戰國から中唐までは古代的もしくは奴隸的色彩がなお濃厚な時代、これにたいしてそれ以後は奴隸勞働が衰え、農奴的な小作人が増加した、その意味で封建的色彩のつよい時代とする。このような見解がどうして形成されてきたかは興味あるところであるが、この疑問は第六篇をよみますみ、著者が學窓を巢立つ頃のマルクス歴史學やアジア的生產様式論争の洗禮、ついで秋澤修二「支那社會構成」との出會い、戦後の前田・西嶋説との出會い、さらに宇都宮説批判などを知るにおよんで氷解するであらう。

さて著者の體系的見解についてはどうか。一部はすでにふれたが、残念ながらそれ以上に漢代社會論、魏晉南北朝の貴族體制論のべる紙幅はない。だからここではただ國家封建論についてだけ一言しておきたい。筆者はかつて、著者と相似た侯外盧氏の見解を批判して、國家封建論は嚴密な意味での封建制概念に立つものではないことを指摘したことがある。それはそのまま著者にたいしても言えると思う。つまり國家封建論は、マルクスにもつながるものと理論的な範疇であり、あるいは國家體制を大ずかみにとらえた理念的な規定なのである。筆者はそれが通説的な封建制概念に相反するからいけないというのではない。中國の中世、中國の封建制の追究は重要である。ただこのばあい、もしそれが理念的なものであ

るとするならば、その理念を成り立たせている現實の自作農民社會、そこでの諸々の社會的・經濟的關係が問題なのだと思ふ。つまり專制君主體制がそれぞれの時代に、どのようにして、どのような意味において、廣汎な自作農民層の上に存在しえたかという問題である。われわれはそこから、一見二千年變らぬ專制體制の歴史的内容を考え、その變化發展をみたいのである。

いろいろ卑見をのべてきたけれども、それは本書の價値をいささかも疑うものではない。豊富な資料にもとづく卓越した考證力、その重厚な考證のなかを貫く鋭い分析力は、誰しも敬服してやまないところである。そうして同じ法制史研究の巨峰たる仁井田陞氏と對比するとき、著者獨特の歴史家的センスを感じ、啓發されるところが多いことも、また言をまたない。それにしても本書において、法制史の研究に自らをきびしく局限されたその背後に、豊富な歴史事實についての知識が藏されているのを感じる。それが惜しげもなく驅使されて、豊かな歴史像が構成されたならば、と望蜀の嘆を發するのは、ひとり筆者のみではないと思ふ。ともあれこの價値高き大著にたいして、わがままな書評を試み、勝手な意見をのべてきたことを深くお詫びしたい。

〔附記〕 この書評は、礪波 護、藤善眞澄、吉川忠夫と筆者の四名で分擔したうえで、中世史研究會の例會において討議し、その席上出された意見を參考しつつ、筆者個人の見解も織りこんでまとめたものである。文書はもちろん筆者にあるが、とくに記して三氏をはじめ中世史研究會の方々に謝意を表する。

(河地重造)